

義務標準法改正に伴う施設整備の対応①

令和3年度予算(案)で
示された今後の方向性

『少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備』の概要

少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、義務標準法を改正し、
小学校について学級編成の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げる。

⇒現行制度：小1のみ1クラス上限35人・小2～中3は40人

<義務標準法改正に伴う35人学級の学年進行イメージ（小学校）>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
35人学級	小1のみ 【現行制度】	小2追加	小3追加	小4追加	小5追加	小6追加
〔適用範囲〕		〔小1～小2〕	〔小1～小3〕	〔小1～小4〕	〔小1～小5〕	〔小1～小6〕

※ 令和3年度の「小2追加」から令和7年度の「小6追加」までを結ぶ赤い矢印があり、右端に「【学年進行完了】」と記載されている。

5

出典：公立学校施設整備費に関する説明会（文部科学省オンライン開催）

資料2「令和3年度予算案及び令和2年度補正予算案の執行について」より抜粋